○雑報

○企業局告示

山口都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課)

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査

争議行為の通知......

をここに公布する

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

П

道路の区域の変更 (道路整備課).....

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課).....

特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所).....

Щ

県営川西地区経営体育成基盤整備事業 (第二換地区)の換地処分 (農村整備課)......六

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(五件)(商政課).....

県営南河内地区中山間地域総合整備事業 (土生換地区) の換地処分 (農村整備課)

○規則

山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則 (労働政策課)

(自然保護課)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

この規則は、

平成二十八年四月一日から施行する

則

ボソガラス又はハシブトガラスの卵の採取等をしようとする場合 域(下関市及び山口市の区域を除く。) においてキジバト、ドバト、

(定期)

目

次

3月15日

(火曜日)

平成 28 年

山口県規則第五号

平成二十八年三月十五日

山口県知事

村

畄

嗣

政

規則 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する

規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和五十四年山口県

第二条に次の一号を加える。

鳥獣による生活環境、

農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で、県の区

スズメ、ハシ

平成二十八年三月十五日

: =

山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

四

四

山口県知事 村 畄 嗣

政

山口県規則第六号

: 四

六

六

山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

うに改正する 山口県立職業能力開発校規則 (昭和四十四年山口県規則第四十六号)の一部を次のよ

第四条第一号中「中学校」の下に「若しくは義務教育学校」 を加える。

別表山口県立西部高等産業技術学校の項中 木造建築科

二 〇 人

を

八

七

木 溶 接 造 技 建 築 紨 科 科 二〇人

に改める。

この規則は、 附 則 平成二十八年四月一日から施行する。

口

山口県告示第六十三号

おり実施する。 成五年政令第三百二十九号) 第十条第一項各号に掲げる特定計量器の定期検査を次のと 計量法 (平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、 計量法施行令 (平

平成二十八年三月十五日

区域 山陽小野田

期 検査の期日、 場所等

平成二八、 四 一八 午前一〇時から正午まで 分まで午後三時三〇 間

九 一一時三○分まで

<u>_</u> " 一一時三〇分まで午前一〇時三〇分から午前 Щ

三○分まで

で び午後一時から午後三時ま 午前一一時から正午まで及

火曜日

所在場所における定期検査の期間 平成二十八年十月三日から同年十二月二十日まで

山口県知事 村 畄 嗣

政

所

山陽小野田市赤崎公民館

山陽小野田市民館

山陽小野田市厚陽公民館

分まで午後三時三〇 Щ 陽小野田市商工センター

陽小野田市埴生公民館

午後一時から午後三時まで 山陽小野田市有帆公民館 Щ 陽小野田市厚狭地区複合施設

六

Щ

口市阿知須総合支所

Ξ

時まで
で及び午後一時から午後三午前九時三○分から正午ま

山口市福祉センター

山陽小野田市役所

平成二十八年四月二十二日から同年六月三十日までは、 山口県計量検定所において

指定定期検査機関の名称

平成28年3月15日

兀

般社団法人山口県計量協会

検査の期日、場所等 山口市 日

平成二八、 Ę 九

"

" 時まで午後一時三○分から午後三 午前一〇時から正午まで

山口市嘉川地域交流センター 山口市大内地域交流センター 山口市仁保地域交流センター 山口市小鯖地域交流センター 山口市鋳銭司地域交流センター 山口市吉敷地域交流センター

 $\overline{\circ}$ 時三○分まで午後一時三○分から午後三 まで 午前一一時三○分から正午 一時三〇分まで午前九時三〇分から午前一 ででいた。子前一〇時まで 三○分まで 時三○分まで午後一時三○分から午後三 時三○分まで午後二時三○分から午後三 午後一時から午後二時まで 午前一一時から正午まで 山口市大歳地域交流センター 山口市陶地域交流センター 山口市二島地域交流センター 山口市平川地域交流センター 山口市宮野地域交流センター

— 七 八 三〇分まで 時三○分までで及び午後一時から午後三午前九時三○分から正午ま 山口市大海総合センター 山口市小郡総合支所

一九 午後一時から午後三時まで 山口市秋穂総合支所

時まで午後一時三○分から午後三 三○分まで 午前一一時から正午まで 坂分館
山口市徳地地域交流センターハ 地分館 山口市徳地地域交流センター島

山口市徳地地域交流センター

<u> </u>	成28	年3	月15	日 火曜	翌日		山			П	県			報			(]	官期)	角	第 274	14 号	·
"	"	"	"	"	11	11	平 成 二 八	期	一検査の期日、	区域		四 指定定期検査機関	平成二十	三 所在場所	て実施する	平成二十		11	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	六			萩市	法人	検査機	八年	におけ	9	八年		11	"	"	"	"	"
"	— 五	"	— 四	Ξ	_ O	九	八	日	場所等		見見	機関の	月二	ける定				<u>_</u> 四	"	Ξ	"	"	$\frac{-}{\bigcirc}$
午前一一時から正午まで	○分まで 一○時三	午後一時から午後三時まで	三〇分まで	で、どので、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これ	午前一〇時から正午まで	午後一時から午後三時まで	でが午後一時から午後三時まが午後一時から正午まで及	時間			訂量協会	の名称	平成二十八年六月二十七日から同年七月二十六日まで	所在場所における定期検査の期間		平成二十八年五月二十五日から同年七月二十九日までは、	時まで	で及び干後一時から干後三午前九時三〇分から正午ま	分まで午後三時三〇	一一時三○分まで午前一○時三○分から午前	分まで午後三時三〇	時三〇分まで午後一時三〇分から午後二	まで 年前一○時三○分から正午
山口県漁業協同組合宇津支店萩市見島一八三四の三	萩市見島ふれあい交流センター	山口県漁業協同組合玉江浦支店萩市大字山田五一五三	萩市三見出張所	萩浜崎卸売市場萩市大字東浜崎町一三七	萩市相島文化センター	萩市大島出張所	萩市役所	場所					まで			までは、山口県計量検定所におい	山口勤労者総合福祉センター	号山口市湯田温泉五丁目五番二二	山口市阿東地域交流センター	年分館 山口市阿東地域交流センター 嘉	長門峡自然休養村管理センター	雲分館 山口市阿東地域交流センター生	福分館 山口市阿東地域交流センター地
路 の	 道	4		四	Ξ	て	"		"	"	<i>'</i>	'	"	"		"		"	"	<i>'</i> /	<i>'</i>	<i>''</i>	"

一六 一一時三○分まで 午前一○時三○分から午前 萩市旭活性化センター

時三〇分まで午後二時三〇分から午後四 午後一時から午後二時まで 川上公民館 萩市旭総合事務所

○時三○分まで 萩市小川支所

午前一一時から正午まで 時まで午後一時三○分から午後三 江崎ふるさとセンター萩市大字江崎一一七六の一三 萩市田万川保健センター

<u>-</u> で、び午後一時から午後三時まび午後一時から正午まで及 萩市役所

三〇分まで 萩市弥富支所

まで ○時から午前一一時 萩市むつみ総合事務所 山口県漁業協同組合はぎ支店萩市大字椿東六四四六の五

午後一時から午後三時まで

萩市須佐総合事務所

午後一時から午後二時まで

時まで午後二時三〇分から午後三 萩市高俣支所

_ <u>=</u> 一一時三○分まで午前一○時三○分から午前 大井公民館

午後一時から午後二時まで ター
萩市福栄農業担い手育成セン

" 時まで午後二時三〇分から午後三 萩市福栄コミュニティセンター

て実施する。 平成二十八年六月二十四日から同年八月三十一日までは、 山口県計量検定所におい

平成二十八年八月二十二日から同月三十一日まで 所在場所における定期検査の期間

指定定期検査機関の名称

一般社団法人山口県計量協会

1県告示第六十四号

の区域を変更する。 ^退路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道 П

おいて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十八年三月十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課に

平成二十八年三月十五日

山口県知事

村 畄

嗣

政

萩

市

見.

石

五五

石 上

丸 丸

一七九三

上 石 日

石

丸 丸

二三二九の一地先

八号 七号

三三九 二三二九の一 一七八八

一七八九の 一七九二

四号

三号

二号

五号

六号

一七八九の

市

名 大 字

名

字

名

地

番

標

柱

番

号

路 道路の種類 県道

道路の区域 線 名 山口秋穂線

まで、は、日本のでは、日	がで 市鋳銭司字上徳田三八六四の一地地先から 口市鋳銭司字岡上ノ原五二二四の		ドで 東京 市鋳銭司字下徳田三八○五の一地 地先から	图 旧
亲	fi	I.	3	旧 新 別
最最 広狭	最最 広狭	最最 広狭	最最 広狭	(敷え地
== 00 00	四 〇七 〇二	三一 六〇 〇〇	九三 ··· 〇五	(メートル) 地の幅員
二九・〇	五六六・二	11100 • 0	五四〇・〇	(メートル) 延 長
(重用) (重用) (重用) (重用)		(重用) 道路の区域 一般国道二号の		備考

山口県告示第六十五号

Щ

条第一項の規定により、 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和四十四年法律第五十七号) 第三 急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村 畄 嗣

政

区域の名称 石丸①地区

区域の範囲

と十号を結んだ線に囲まれた区域 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号

出	
県告示	
第六十	
· 号	

正し、平成二十八年四月一日から施行する。 認める者に関する告示 (平成二十年山口県告示第五百五十七号)の一部を次のように改 建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村 畄 嗣 政

「建築士法第二条第五項」に改める。 四中「建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)第十七条の十八」 を

別表第二及び別表第三中「中学校」の下に「又は義務教育学校」を加える。



(九三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

二十七年十月二十七日山口県公告 (三一五) に係る大規模小売店舗について次のとおり 岩国市から意見を聴きました。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。当該意見は、平成二十八年三月十五日から同年四月十五日までの間、山口県商工労働

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村 岡 嗣

政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 岩国市三笠町三丁目二番二号名 称 ザ・ビッグ岩国店

一意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(九四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

柳井市から意見を聴きました。二十七年十月二十七日山口県公告(三一六)に係る大規模小売店舗について次のとおり大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十八年三月十五日から同年四月十五日までの間、山口県商工労働

平成二十八年三月十五日

П

山口県知事 村岡嗣政

大規模小売店舗の名称及び所在地

行 記別 P 手 近 行 三 目 D 正 名 称 マックスバリュ 柳井新庄店

Щ

所在地 柳井市新庄四四の五

意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(九五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

周南市から意見を聴きました。二十七年十月二十七日山口県公告(三一七)に係る大規模小売店舗について次のとおり大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

| | 部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。| 当該意見は、平成二十八年三月十五日から同年四月十五日までの間、山口県商工労働

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 周南市都町三丁目二一名 称 マックスバリュ徳山西店

一意見の概要

特に配慮を求める事項はない

(九六)大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

周南市から意見を聴きました。二十七年十月二十七日山口県公告(三一八)に係る大規模小売店舗について次のとおり大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。当該意見は、平成二十八年三月十五日から同年四月十五日までの間、山口県商工労働

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村 岡 嗣

政

名の称のマックスバリュ徳山東店大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地
周南市大字久米三〇九五の四

一 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(九七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

田布施町から意見を聴きました。二十七年十月二十七日山口県公告(三一九)に係る大規模小売店舗について次のとおり大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

部商政課及び田布施町役場において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十八年三月十五日から同年四月十五日までの間、山口県商工労働

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡嗣政

(一〇〇) 山口都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第一項の規定により、 同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によ 山口都市計

山口県知事 村 岡 嗣 政

都市計画の種類及び名称

都市計画を変更する土地の区域

山口市白石二丁目、白石三丁目、糸米一丁目及び糸米二丁目

都市計画の案の縦覧期間

都市計画の案の縦覧場所

都市計画の種類及び名称

山口都市計画道路三・四・九東山通り下矢原線

都市計画を変更する土地の区域

平成二十八年三月十五日から二週間

都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課

都市計画の種類及び名称

山口都市計画道路三・六・二十三黄金町春日町線

Ξ

Ξ 央二丁目、中央三丁目、 変更の内容 山口市黄金町、駅通り一丁目、道場門前一丁目、 水の上町、 香山町、 木町、 白石一丁目、白石三丁目、 天花一丁目、天花二丁目及び上堅小路 道場門前I 亀山町、 春日町、 |丁目、中央||丁目 上宇野令

四

都市計画の案の縦覧期間 名称、位置、区域及び構造の変更

平成二十八年三月十五日から二週間

都市計画の案の縦覧場所

五

山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課

都市計画の種類及び名称

山口都市計画道路三・六・四十八野田香山町線

都市計画を変更する土地の区域

山口市天花一丁目、 天花二丁目、 上宇野令、 上堅小路、 木町及び香山町

平成二十八年三月十五日から二週間

П

兀

都市計画の案の縦覧期間

路線の追加 変更の内容

 $\overline{\mathcal{H}}$

都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課

Щ

山口県企業局告示第一号

とおり定めた。 いう。) 並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次の 者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」と 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定によ 島田川工業用水道建設事業導水トンネル工事の契約に係る一般競争入札に参加する

平成二十八年三月十五日

山口県公営企業管理者 弘 中 勝 久

島田川工業用水道建設事業導水トンネル工事

工事場所 光市大字浅江字北流田から下松市大字河内字鬼ケ浴までの間

工事の概要

滝 中

矢板	I
I	
法	
	法
一、 六	延
八四メートル	長

経営規模等入札参加資格

構成するものに限る。)とする。 人札に参加できる者は、 次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体 (三者で

共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

- 級であること。 により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等 示 (平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。) 二の〇の規定 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告
- 定する特定建設業の許可 (土木工事業に係るものに限る。)を受けていること。 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規

3

- 知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のも の (以下「総合評定値」という。) の土木一式工事の数値が九百五十以上であるこ 共同企業体の代表者の平成二十八年三月十四日までに国土交通大臣又は都道府県 出資比率が二十パーセント以上であること。
- であること。 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上
- 経営規模等入札参加資格の審査
- 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

う 同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」とい 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の①に規定する共)を提出しなければならない

- 共同企業体協定書の写し
- 総合評定値通知書の写し
- 特定建設業の許可通知書の写し

3 2

四

(五)

経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

申請書等の提出方法

 (Ξ) よるものは、受け付けない。 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

申請書等の提出場所

山口県企業局周南工業用水道事務所 周南市大字德山四九九八番地

申請書等の提出期間及び時間

(四)

平成二十八年三月十五日から同年四月六日までの午前九時から午後四時三十分ま

その他 平成二十八年五月十六日までに発送する。

この審査についての問合せは、 山口県企業局周南工業用水道事務所 (電話〇八三四

争議行為の通知

口赤十字病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。 労働関係調整法 (昭和二十一年法律第二十五号) 第三十七条第一項の規定により、 Щ

平成二十八年三月十五日

Щ

山口県知事 村 岡 嗣

政

事件

賃金引上げの要求に関する件

- 労働条件の改善の要求に関する件
- 諸手当の改善の要求に関する件

日時

平成二十八年三月十五日以降本問題の解決に至るまでの期間

平成二十八年三月十五日発行平成二十八年三月十五日印刷

発発

行行 人所

山山

知県 事庁

する全職場 総合病院山口赤十字病院において山口赤十字病院労働組合に所属する組合員が従事

> 兀 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。